

（仮称）東大阪市住工共生まちづくり条例のコンセプト

前提

- ・モノづくり企業を中心とした中小企業群が市内の商業や雇用を生み、市の財政を支えている状況を維持することが、本市の持続可能な都市経営につながる。
（・東部大阪の産業集積は日本のモノづくりを支える基盤技術の集積地であり、これら企業の連鎖的な崩壊を防ぐことが日本の製造業を守ることに繋がる。）
- ・住宅と工場が共存できる都市を維持・創造するために必要な事項を定める。
- ・この条例は本市全域を対象とする。

条例の施策コンセプト

(1)既存混在の工業系地域における、近接共生できる環境の促進。

- ・住民と事業者の相互理解を深めるコミュニケーションの活性化
- ・相隣問題解消のための対策支援（工場、住宅）
- ・住工が共存できるインフラ整備（道路、歩道や緩衝緑地）

(2)市域という広い観点では、住工混在の穏やかな解消

- ・住居系地域の工場の工業系地域への移転促進
- ・工業系地域の住宅の住居系地域への移転促進
- ・工業地域での新たな住工混在の未然防止

(3)その他施策の検討

- ・工業集積都市としての施策の検討。
- ・本市の産業保全の観点から工業系地域以外にある、一定の広さ、従業員を擁する製造業を、雇用や町の活性化の観点から継続操業できるような仕組みの検討など。

「工業地域への新たな住宅開発の抑制策」については、現行の開発指導要綱の内容を参考に条例化を検討。